

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第174号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

都市公園条例の一部改正（占用料改定）について

1 概要

公園に工作物等を継続して設置する場合、都市公園法第6条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可が必要となる。また、同法第18条の規定により都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定めるとされている。本市では、川崎市都市公園条例において占用の許可や占用料に関する事項を定め、占用料を徴収している。

(1) 改定の内容

算定基礎としている固定資産税評価額等の変動を踏まえ、占用料の単価を改定する。

ア 固定資産税評価額の変動

平成31年度：全市平均 124,278円/㎡

令和4年度：全市平均 133,944円/㎡ (約7.8%の上昇)

イ 国の使用料率の変更（平均地）

従前（令和2年4月1日時点）：4.64%

改正後（令和5年4月1日時点）：4.41%

※公園占用では「商業地」及び「定率物件」はなし

(2) 占用料の算出方法

占用料の額は、道路占用料徴収条例と同様に一般的な土地利用における賃料相当額を徴収する考え方に基づき、公園価格に使用料率、占用面積をそれぞれ乗じた額に、必要に応じて修正率等を乗ずることにより算出している。

$$\text{①公園価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③占用面積} \times \text{④修正率} \times \text{⑤調整率 or 修正係数} \div 12 \text{ヶ月}$$

	定義	算出方法
公園価格	1㎡あたりの公園の価格（全市平均評価額+公園整備費）	令和4年度固定資産税評価額を基に算出
使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	国（道路）と同様の数値を採用
占用面積	公園を占用している面積	占用物件の垂直投影面積で算出
修正率	上空又は地下の占用に対して加えられる減額率	国（道路）と同様の数値を採用
調整率	道路占用料との均衡を図るための調整率	道路占用料徴収条例による
修正係数	公園機能を阻害する程度により加えられる係数	対象となる占用物件ごとに設定

2 改定による歳入見込額

公園占用については、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力株式会社、川崎フロンターレが8割以上を占めており、今回の改定により約355万円増の見込み。（令和4年度決算額から試算。）



3 新旧対照表

主な占用物件	単位	新	旧
<u>電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）</u>	1月1本につき	590円	580円
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	3円	2円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	510円	500円
変圧塔	1月1個につき	510円	500円
簡易型携帯電話システム無線基地局	1月1個につき	250円	240円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	740円	720円
<u>通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの</u>	1月1平方メートルにつき	300円	290円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所	1月1個につき	510円	500円
標識	1月1本につき	410円	400円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	840円	820円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	200円	190円
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	1280円	1250円
地域の催しに関する情報を提供するための看板	1月1平方メートルにつき	320円	300円
地域の催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	1500円	1400円

4 附則

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

関係法令

—都市公園法—

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて 都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (占用料) 第17条 都市公園を占有する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。 占用料			○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (占用料) 第17条 都市公園を占有する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。 占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	<u>590円</u>	電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	580円
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	<u>3円</u>	電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	2円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	<u>510円</u>	鉄塔	1月1平方メートルにつき	500円
変圧塔	1月1個につき	<u>510円</u>	変圧塔	1月1個につき	500円
簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	<u>250円</u>	簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	240円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	<u>740円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	720円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、 防火用貯水槽、下水道施設等で 地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	<u>300円</u>	通路、鉄道、軌道、公共駐車場、 防火用貯水槽、下水道施設等で 地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	290円
郵便差出箱、信書便差出箱及び 公衆電話所	1月1個につき	<u>510円</u>	郵便差出箱、信書便差出箱及び 公衆電話所	1月1個につき	500円
標識	1月1本につき	<u>410円</u>	標識	1月1本につき	400円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で 高架のもの	1月1平方メートルにつき	<u>840円</u>	橋並びに道路、鉄道及び軌道で 高架のもの	1月1平方メートルにつき	820円

改正後			改正前		
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	<u>200円</u>	天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	190円
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	<u>1,280円</u>	工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	1,250円
競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの 1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円	競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの 1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの 1日1点につき	11,300円		広告塔、アーチその他これらに類するもの 1日1点につき	11,300円
自転車駐車場	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	自転車駐車場	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板	1月1平方メートルにつき	<u>320円</u>	地域における催しに関する情報を提供するための看板	1月1平方メートルにつき	300円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	<u>1,500円</u>	地域における催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	1,400円
保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額とし	保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額とし

改正後			改正前		
		て規則で定める額に 0.0025を乗じて得た額			て規則で定める額に 0.0025を乗じて得た額
その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。		その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	
2	前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。		2	前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。	
3	第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。		3	第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。	
4	第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。		4	第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。	